

第8回真田地域協議会 会議録

日 時 平成19年12月18日(火) 午後7時から午後8時20分まで
会 場 真田地域自治センター3階 301会議室
出席委員 一本鎗武志委員、大久保秀則委員、桑田まなみ委員
小金敏展委員、小林友美委員、坂口恒子委員、佐藤和雄委員
佐藤公至委員、清水潤委員、花岡静枝委員、堀内美子委員
宮下蘭子委員、武捨純子委員、村本貴代春委員、山崎寿雄委員
欠席委員 内田雅久委員、飯島功委員、上原和彦委員、三井勇二委員
山崎隆喜委員
市側出席者 小市センター長、センター全課長
清水都市建設課長、小相沢調査計画担当係長、児玉主任
渡辺センター次長兼地域振興課長、塚田地域政策係長、宮島主査

1 開会(佐藤副会長)

2 会長あいさつ(清水会長)

3 真田地域自治センター長あいさつ(小市センター長)

4 会議事項

(1) 都市計画区域について

(会長)

会議事項に入ります。

都市計画区域についてですが、どちらかという今日は、勉強会になるのでしょうか。
都市計画課の皆さんよろしくお願いします。

(清水都市計画課長)

都市計画マスタープランについては、地域協議会で多くの時間を割いていただき、今日で4回目の協議となります。本当にありがとうございます。

センター長のあいさつにもありましたJ.T跡地の関係ですが、直接請求については、この12月議会で否決されました。また、都市計画の手続きとしましては、明日都市計画審議会が開催されます。市としましては、市からの諮問どおり決定していただきたいと考えています。結果については、報道等されると思いますので関心を持って見ていただければと思います。

さて、都市計画マスタープラン策定にあたり、1件確認したいことがあります。合併協定書の中に「都市計画区域確定後、新たに都市計画マスタープランを策定する」とする一項目があります。この文だけを見ますと、現在マスタープランを既に策定中ですので、真田地域と武石地域は都市計画区域に入ると決まったように捉えられてしまいます。しかし、違う項目で「真田町及び武石村の都市計画区域設定については、住民意向を尊重しながら、新市の都市計画審議会の議を経て決定していく」とされています。したがって、このような手続きによって進めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。ここで言っている「区域確定後」とは、従前からあった上田と丸子の都市計画区域を一つにまとめることとあります。名前は未だ上田都市計画・丸子都市計画となっていますが、実質上は都市計画審議会も一緒ですし、都市施設の決定方針や都市計画法に関わる開発行為事務、審査基準も一緒になっています。

都市計画区域の設定につきましては、マスタープランを策定する中で検討し、最終的には住民説明会等を開催することによって住民の意向を尊重させていただき、その後、都市計画審議会の議を経て決定されます。簡単に都市計画審議会で区域決定されることはありませんのでご承知おきください。

それでは、都市計画区域についての資料を用意いたしましたので、担当から説明させていただきます。

(小相沢調査計画担当係長)

今回は都市計画区域の概略を説明させていただきました。今回はもう少し細かいところを説明させていただきます。

～ 都市計画資料1の説明 ～

都市計画区域とは

都市計画区域の中での効果

地区計画など都市計画制度の活用が可能になり、より良い環境づくりに対する効果

都市施設の整備により利便性が高く快適な環境整備の効果

都市計画税の納税義務が生じる

都市施設の例 上田地域・・・上田駅周辺の施設や街路整備、市民の森公園など

丸子地域・・・都市計画道路「腰越石井線」(国道152号)など

開発行為の規制による環境、自然保全の効果

建築確認申請に伴う義務と、安全で秩序あるまちづくりの効果

建築基準法のルールが適用される

接道の義務、道路後退の義務、建ぺい率・容積率、道路斜線

(会長)

只今の説明に対して質問はありますか。

(委員)

都市計画区域に入ると都市計画税の納税義務が生じるわけで、地域協議会だけで決められる問題ではない。自治会からの意見を聞いてほしい。もし、自治会毎に賛成反対の意見が別れた場合、区域が飛び地になるようなこともあり得るのか。

(清水都市計画課長)

原則的に飛び地になることはありません。飛び地などが無いようにまとまった範囲となるように区域設定を進めてまいります。区域は地番で決めますが、大字単位とか、字の単位といった区域設定も多いようです。自治会単位のような飛び地になる区域の分け方は行われません。なお、用途地域では、道路で区切るといった場合もあります。

(委員)

区域については、旧上田市は全地域。旧丸子町は飛び地になっているようだが。

(清水都市計画課長)

丸子地域については、国有林と保安林はいろいろな制限があるため、都市計画区域から除いている場所もあります。また、山林の急な傾斜の部分も除いています。これは、将来的に建物などが建てられない箇所とされているからです。

(委員)

菅平地区は、自然公園法の厳しい規制がかかっている。それよりも緩い規制の都市計画区域を入れることについてどう考えているのか。

(清水都市計画課長)

自然公園法という厳しい開発制限があることは承知しています。もし、菅平地区を都

市計画区域とする場合は、自然公園法の所管となる環境省と協議していくこととなります。自然公園法と都市計画法は、開発を制限する意味においては目的が同じでありますので、ラップしても問題はないことから、自然公園法があるから都市計画区域に指定できないということはありません。

(委員)

都市計画区域に絡んでくるのが税金の問題。菅平に沢山あるグラウンド、テニスコート等は、全て都市計画税の対象となってくる。規制の緩い都市計画を入れて、さらに税金まで取られることに対して住民は納得いかないのではないかと。

(清水都市計画課長)

そのような事情があることは理解しました。

(委員)

今の二重がけという問題ですが、法的な問題として、自然公園法が適用されていれば、都市計画区域に入らないということにならないのか。

(清水都市計画課長)

都市計画法と自然公園法がラップする場合もあることは、関係機関に確認しています。しかし、実際にどのようにするのは、その市町村の考え方によるとのことです。

同じような例としては、都市計画法と農地法がラップしている地域があります。農振地域に指定されている神科豊殿地区は、都市計画区域内です。農振地域との関係について農政側と協議していくこととなります。ただ、上田の市街地に用途地域がありますが、これは将来的に住居・商業・工業等の用途に指定されていますので、農振地域とラップすることはありません。

(会長)

この問題について他にありますか。

無ければ、この問題については終わりとします。

(清水都市計画課長)

都市計画区域の問題については、今後いろいろな手段で真田地域、武石地域の皆さんに説明してまいります。一番目に地域協議会へ説明させていただきました。

委員の皆さんには、この問題に多くの住民が関心を持っていただけるよう地元へ帰ってご説明いただき、その中でご意見等を聞いていただければ、ありがたいと思っています。

(2) 平成20年度 地域自治振興事業予算について

(会長)

地域自治振興事業予算について事務局お願いします。

(塚田地域政策係長)

～平成20年度真田地域自治センター地域自治振興事業予算要求概要についての説明～

地域自治振興事業予算(地域予算)については、平成20年度より導入されることが決定しています。この地域予算のうち、真田地域自治センターからの直接要求予算は、上田市地域振興事業基金の持寄分を財源とすることになっています。この基金の活用につきましては、センター条例及び協議会規則において対象地域の協議会の意見を聞くものとされていますので、本日はこの活用事業2点についてご意見をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

平成20年度に創設される地域自治振興事業基金(地域予算)のうち、上田市地域振

興事業基金の持寄分を活用する事業として、以下の2事業を真田地域自治センターとして直接要求することとしたい。

- 1 わがまち元気いっぱい事業 事業費 7,000千円
これまでの真田地域では「特色ある地域づくり事業」通じて、地域にあった住民主体の地域づくり事業を支援してきましたが、来年度に創設される「わがまち元気いっぱい事業」においても、自治会又は5人以上の市民団体が行う地域づくり事業のうちハード事業に係る部分についてこれまでと同等の事業規模の支援を行います。
- 2 真田の郷PR用パンフレット・ポスター作成事業 事業費 4,000千円
真田地域を全国的に売り込み、誘客を図るため、要望の多い真田地域の観光パンフレット、ポスターを作成し、真田の郷・菅平高原のPRを行い地域の活性化に繋げる。

(会長)

これについて質問、意見はありますか。

わがまち元気いっぱい事業の事業費は7,000千円とあるが、細かい内訳では7,500千円になっている。

(塚田地域政策係長)

ソフト事業500千円については、運用益の部分が該当しますので、そちらを充てていきます。

(会長)

7,000千円と7,500千円の相関関係はないということですか。

(塚田地域政策係長)

今まで真田地域では、特色ある地域づくり事業として7,500千円(ソフト事業500千円、ハード事業7,000千円)の予算規模でした。わがまち元気いっぱい事業において、運用益を充てる事業(地域枠未定)については、あくまでもソフト事業という縛りが検討されていますので、これがハード事業に充てられないという場合、昨年どおりのハード事業分7,000千円を確保したいというものであります

(委員)

今までと同じように各自治会から挙げられたものが審議され、決定されていくということによろしいのか。

(塚田地域政策係長)

わがまち元気いっぱい事業補助金の具体的な内容については、細部まで決まっていない状況ですのでご理解いただきますようお願いいたします。

わがまち元気いっぱい事業補助金は、「元気なまちづくり事業」と「元気なふるさとづくり事業」の二本立てとなっています。真田地域の「特色ある地域づくり事業」と似ているものは、「元気なふるさとづくり事業」が該当すると思われます。各自治会が考えた事業計画に対して、この協議会で意見をいただき、決定していきたいと考えております。細かな補助限度額、補助期間等については、若干今までと差異があるかと思えます。それについては、激変緩和等の対応を検討しているところです。

(会長)

基本的には真田地域で今までのやってきたものということでした。

他にありますか。

(委員)

真田地域の実績を教えてください。

(塚田地域政策係長)

昨年(H18年度)は合併ということもあり、1つの自治会で68万円の補助額でした。

今年(H19年度)に入って、現在までで4自治会、今申請に動いているものが1自治会、引き合いがきているものが1自治会あります。既に補助金が交付された4自治会については、100万円(限度額)の自治会が2つ、その他の2つの自治会に96万円と97万円の補助という実績であります。

(小市センター長)

予算要求の概要を出させていただきました。これからの地域予算の課題として、地域協議会の委員の皆さんからもアイデアを出していただければと思います。それらを参考にさせていただき、各担当課でさらに煮詰めて事業化するといったことも、地域予算を効果的に使っていける有効な手段かと考えています。

この基金については、最終的に使い切る形になります。基金がある間にできるだけ地域の力をつける、人の結びつきを醸成するといったことに役立てたいと考えています。

急にアイデアと言われてもお困りになるでしょうから、またお帰りになって、落ち着いてお考えいただいた上で、提案していただければと思います。

(会長)

行政の予算は、今回の700万円をその年度で使い切らないと翌年度で減らされてしまうと聞くのですが、基金は使い切るまでということですから、良い事業があれば使うし、良い事業がなければ基金は繰り延べしていくという考え方でよいのでしょうか。

(塚田地域政策係長)

まず、この基金は目的基金ですから、この事業のみに使えると考えていただきたいと思います。補助金額の実績が700万円に達しなかった場合、補助金額と基金取崩額とはイコールになります。

また、平成18年度は750万円の予算に対して1つの自治会68万円の補助でした。地域の今までの経過を踏まえて、平成19年度予算も基金の残額から同額を繰り入れた750万円とする予算編成がされています。

今回のわがまち元気いっぱい事業補助金も同じように予算確保され、基金についても使わなければ繰り延べされていくものと考えています。この基金は協議会で意見をお聞きする中で、あくまでも地域に必要な部分に当てるといったものです。

(会長)

良い事業に対して充てられて、この基金を使い終わるまでということですか。

(委員)

今まで私の自治会では森とみどりのやすらぎ空間整備事業で補助を受けているが、新しい事業名となったので、再度もらうことは可能か。

また、5人以上のグループの申請について、既存団体の扱いは。

(塚田地域政策係長)

自治会を対象とする「元気なふるさとづくり事業」は、1地区1価値を申請していただく登録制とする中で、限度額まで補助するものです。今までの森とみどりのやすらぎ空間整備事業とは切り離して考えていただきたいと思います。

市民団体は、「元気なまちづくり事業」に申請していただくことになります。既存の団体については、これまでと同様の活動をしている場合、支援は難しいのではないかと思います。新たに発展的な事業計画を申請していただければと考えています。ただ、既存団体への補助に対する詳細については、現在議論しているところです。グレードアップしたら良いとした場合、どのようなグレードアップを認めるのかといった検討をしているところです。詳細について、決定次第説明させていただきます。

(会長)

この件につきましては、このように進めていただくということによろしいでしょうか。

(全委員)

はい。

(3) その他

(会長)

その他として各委員から何かありますか。

(委員)

都市計画区域に真田地域は入っていない現状の中で、先ほど都市計画課では、これから住民説明をして意向を確認して進めていくという説明であった。それは平成20年度から動きが始まるのか、それともその先になるのか聞きたい。

(渡辺地域振興課長)

具体的にはいつからということ、今までの資料の中からは読み取れません。

(会長)

最終的には都市計画審議会に市長から諮問することになっています。地域協議会としては、住民説明会までに具体的な動きはないと理解してよいのか。それとも、ある程度区域が決まった段階で住民に説明がなされるのでしょうか。

(小市センター長)

並行して行っていくということではないでしょうか。地域の重点事項に関することは、地域協議会に諮ることになっています。自治会毎の公聴会、説明会が先かという部分はありますが、当然地域協議会の意見も含まれて、地域全体としたどうなのかという意見集約になると思います。

(会長)

並行して進めていくが、地域協議会と自治会に意見を聞くということであります。

(委員)

理解できたような、できないような感じですが、わかりました。

(会長)

まだ、不確定な要素がたくさんあるようです。

他になければ、議事については、これで終了します。

5 その他

(会長)

その他ということで事務局お願いします。

(事務局)

次回の協議会の件についてですが、1月の最初は何かとせわしい時期かと思っておりますので、1月末とさせていただき、正副会長と協議し、日程を決定させていただきます。

6 閉会

(副会長)

大変お疲れ様でした。以上で第8回の協議会を終了いたします。